□　統括防火管理義務対象物【　該当　・　非該当　】

**消防計画チェックリストⅡ（小規模複数）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作　成　す　る　内　容 | | 作　　成  チェック |
| １ | 目的 |  |
| ２ | 適用の範囲 |  |
| ３ | 防火管理業務の一部委託 |  |
| ４ | 管理権原者の責任及び防火管理者の業務 |  |
| ５ | 火災予防対策 |  |
| ６ | 従業員等の遵守事項 |  |
| ７ | 放火防止対策 |  |
| ８ | 工事中の安全対策 |  |
| ９ | 教育・訓練 |  |
| １０ | 消防機関へ連絡等する事項 |  |
| １１ | 防火管理維持台帳の編冊、整備及び保管 |  |
| １２ | 収容人員の管理 |  |
| １３ | 自衛消防隊の編成及び任務等 |  |
| １４ | 震災対策 |  |
| １５ | 大雨・強風等に係る自衛消防対策 |  |
| １６ | 避難経路 |  |
| １７ | その他防火管理上必要な事項 |  |

（備考）

１　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該防火対象物の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックしてください。

２　【該当・非該当】欄は、どちらかを〇で囲んでください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画

**小規模防火対象物消防計画Ⅱ（複数権原）**

　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| １　目的 |

この計画は、消防法第8条第1項（及び全体の消防計画）に基づき、

　　　　　　　　　　　　　　の防火管理業務について必要な事項を定め、火災予防及び

火災、地震その他の災害等による人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

|  |
| --- |
| ２　適用の範囲 |

（１）　この計画の管理権原の及ぶ範囲は、次の部分とする。

　　ア　　　階　　　　　　　　　　　　　　　　部分

　　イ　　　階　□　階段　☐　廊下の部分

（２）　この計画を適用する者の範囲は当該部分に勤務し、出入りする全ての者とする。

|  |
| --- |
| ３　防火管理業務の一部委託（　☐　該当　□　非該当　） |

（１）　計画の適用

　　　　この計画は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

（２）　防火管理業務の一部委託状況

　　　　別表１の「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

（３）　委託者からの指揮命令

受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（４）　委託者への報告

　　　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

|  |
| --- |
| ４　管理権原者の責任及び防火管理者の業務 |

（１）　管理権原者の責任

　　ア　管理権原者は、当該部分の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

　　イ　管理権原者は、建物全体について防火安全性を高めるよう努めなければならない。

　　ウ　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

　　エ　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

　　オ　管理権原者は、廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

　　カ　管理権原者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の管理権限が及ぶ範囲の自衛消防組織活動の責任を負う。

　　キ　統括防火管理選任義務　【　☐　該当　□　非該当　】

①　管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。

　　　②　統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する

内容にする。

　　ク　自衛消防組織の設置義務【　□　該当　☐　非該当　】

　　　①　管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。

　　　②　管理権原者は、共同して統括防火管理者を選任し、自衛消防組織を総括させる。

　　　③　管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。

　　ケ　防災センターがある場合は、センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、

　　　維持管理できるように協力する

（２）　防火管理者の業務

　　　　防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　務 | 内　　容 |
| 点検・監督業務 | １　火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修  　　建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥個所の改修  ２　地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修  ３　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督  ４　火気の使用、取扱いの指導、監督 |
| 教育・訓練指導 | １　従業員に対する防火・防災の教育の実施  ２　消火・通報・避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討  ３　放火防止対策の推進 |
| 管理業務 | １　収容人員の管理  ２　消防機関への届出及び連絡等  ３　家具、什器類等の転倒・落下・移動防止措置 |
| 点検立会業務 | １　消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示  ２　建築物等の定期検査の立会い又は立会いの指示  ３　改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立   |  | | --- | | 防火対象物点検報告【☐　該当　□　非該当　】  　防火対象物管理の法定点検の立会い又は立会いの指示 | |
| 管理権原者への提案・報告業務 | １　防火管理上必要な事項の報告  ２　点検・検査の結果についての報告 |
| 統括防火管理者への報告  □該当  □非該当 | １　用途及び設備を変更するとき  ２　防火管理者を選任又は解任したとき  ３　消防計画を作成又は変更したとき  ４　内装の改装又は改築等の工事を行うとき  ５　臨時に火気を使用又は催物を開催するとき  ６　防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき  ７　消防計画に定める消防長への報告及び届出を行うとき |
| 防災センターの設置 | □　該当　☐　非該当  　防災センターへの災害活動上必要な情報の収集 |
| その他防火管理上必要な業務 |  |

|  |
| --- |
| ５　火災予防対策 |

（１）　従業員等は、火気管理、出火防止及びこの計画を遵守し、火災予防を行うものと

　　　する。

（２）　廊下、避難階段、避難口、避難通路等には、避難障害となる物品等を置かないこ

と。

（３）　防火管理業務を確実に実行するため、防火担当責任者及び火元責任者を定め、次の防火管理業務を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 担当者氏名 | 任務内容 |
| 防火担当責任者 |  | １　火元責任者に対する業務の指導及び監督  ２　防火管理者の補助  ３　夜間・休日における火災予防の管理に関すること。 |
| 火元責任者 |  | １　火気管理、避難施設等の維持管理  ２　防火担当責任者の補助 |

（４）　火災予防上の自主検査は、別表２自主点検チェックリスト「火気関係」及び別表３自主点検チェックリスト「閉鎖障害」に基づき実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検査実施日 | 検査実施者 | その他必要な事項 |
| 別表２（日常） |  |  |  |
| 別表３（定期） | 月と　　　月 |  |  |

（５）　消防用設備・特殊消防用設備等の自主点検は、別表４「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき実施する。

（６）　法定点検等及び報告

　　ア　防火管理者は法定点検の実施時に立会い、又は立会者を指定し、不備欠陥個所を確認する。

　　イ　消防用設備等及び防火対象物（　☐　該当　□　非該当　）の法定点検は、法令で定める期限内に報告できるよう計画的に点検する。

消防用設備等点検時期　　　　月頃　　　　　　　　　月頃

　　　　点検実施者

　　　　防火対象物点検　　　　　月頃

点検実施者

　　ウ　防火管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、改修計画を作成し計画的な改修を図る。

|  |
| --- |
| ６　従業員等の遵守事項 |

（１）　避難施設の管理

避難口、階段、避難通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

　ア　避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれらを除去する。

　イ　避難施設の出入口に設けられている扉等の閉鎖障害となる物品を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれらを除去する。

　ウ　防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれらを除去する。

　エ　避難口に設ける戸は、容易に開放できるように維持する。

　オ　避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

　カ　アからウまでにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

（２）　火気管理等

ア　喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

　　イ　火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認し使用する。

　　ウ　厨房設備やその周囲は、毎日点検・清掃する。

　　エ　防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。

　　オ　火気器具を使用する場合は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

　　カ　ガス機器を使用する場合は、使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

　　キ　終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。

　　ク　危険物品は持ち込まない。持ち込ませない。

|  |
| --- |
| ７　放火防止対策 |

（１）　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の

巡視を行う。

（２）　建物内外の整理整頓を行う。

（３）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

（４）　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

|  |
| --- |
| ８　工事中の安全対策 |

（１）　次の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防署に届け出る。

　　ア　増築等で建築基準法に基づく仮使用の申請をするもの。

　　イ　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能

に著しく影響を及ぼすもの。

（２）　防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

|  |
| --- |
| ９　教育・訓練 |

（１）　管理権原者及び防火管理者は、防火防災に関するセミナー等に参加する。

（２）　管理権原者は防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

（３）　管理権原者及び防火管理者は、従業員の防火意識の高揚と自衛消防活動能力の向上のための教育・訓練を次のア、イにより行うほか、あらかじめその旨を消防機関へ通報するものとする。

　　ア　教育の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 教育の内容 |
| 全従業員 | 月　　　月 | １　消防計画の周知徹底  ２　火災予防上の遵守事項  ３　従業員各自の任務と活動  ４　消火器等の消防用設備等の使用方法  ５　その他防火管理上必要な事項 |
| 新入社員 | 月　　　月 |

　　イ　訓練の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 実施内容 |
| 総合訓練 | 月　　　　月 | 初期消火・通報連絡・避難誘導 |
| 部分訓練 | 月　　　　月 | 消火設備等の取扱い要領  避難誘導要領  消防機関への通報要領 |

（４）　その他

　　　　防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を作成し、消防署へ届出を行う。

|  |
| --- |
| １０　消防機関への連絡等する事項 |

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 | |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 | |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき  ア　管理権原者又は防火管理者の変更  イ　自衛消防の組織の大幅な変更  ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理に関する事項の変更  エ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 | |
| 自衛消防訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を消防署へ届け出ること。 | 防火管理者 | |
| 自衛消防組織設置（変更）届出  □　該当　☐　非該当 | 自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき | 管理権原者 | |
| 消防用設備等点検結果報告 | 年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）  機器点検　　　月　総合点検　　　月  特殊消防用設備等の点検は、その設置維持計画書に基づき実施し報告する。 | 建物  所有者等 | |
| 防火対象物点検報告  ☐　該当　□　非該当 | 1年に1回 | 管理権原者 | |
| 防火対象物使用開始届 | 用途変更や模様替え等により防火対象物の内容を変更したとき、使用を開始する7日前までに届け出る。 | 管理権原者 | |
| 消防用設備等設置届出 | 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設、交換等を行ったとき、設置後4日以内に届け出ること。 | 関係者 | |
| 禁止行為の解除承認申請 | 喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき | 管理権原者等 | |
| その他上記以外の法令に基づく届け出等 | 法令に定める時期に届け出・連絡等を行う。 | 関係者 | |
| １１　防火管理維持台帳の編冊・整理又は保管 | | |

（１）　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成、整備し3年間保管する。

（２）　転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工から建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

|  |
| --- |
| １２　収容人員の管理 |

　　　防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入館しないように従業員に徹底す

　　るとともに、混雑が予測される場合は、掲示板、案内板等により収容人員を規制す

る。

|  |
| --- |
| １３　自衛消防隊の編成及び任務等 |

（１）　管理権原者は、事業所内で火災が発生した場合は、次の自衛消防の組織により通

報、初期消火、避難誘導の初期対応を行う。

（２）　自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当する。

（３）　自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊

となる。【　☐　該当　□　非該当　】

　　ア　自衛消防の組織

管理権原者【　　　　　　　】

　　　　自衛消防隊長【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　　　副隊長（代理）【　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　】

　　　　連絡通報担当【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　　　初期消火担当【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　　　避難誘導担当【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　　　　　　　担当【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　　　　　　　担当【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

　　イ　任務分担

|  |  |
| --- | --- |
| 任務担当 | 災害等発生時の任務内容 |
| 自衛消防隊長 | １　各隊員に対する指揮、命令  ２　被害状況及び在館者の状況把握 |
| 通報連絡担当  （班） | １　自動火災報知設備の発信機を押す。（非常ベルを鳴らす。）  ２　大声で周囲に知らせる。（地階、他事業所を含む。）  ３　１１９番通報する。  ４　消防隊への情報提供を行う。 |
| 初期消火担当  （班） | １　避難路を確保し、消火器等を使用して初期消火する。  ２　天井に燃え移ったら、初期消火は中止し避難する。 |
| 避難誘導担当  （班） | １　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。  ２　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 |
| 担当  （班） |  |
| 担当  （班） |  |

（４）　営業時間外等の自衛消防活動体制

　　ア　休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を実施する。

　　イ　営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆け付ける。

（５）　装備及びその管理

　　自衛消防隊員等の装備品は、ヘルメット、警笛、照明等とし、必要数を整備するとと

もに、維持管理する。

|  |
| --- |
| １４　震災対策 |

管理権原者は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 事前対策 | １　地震等の災害に備え、救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。  ２　家具・什器類等の転倒・落下・移動防止対策を行う。 |
| 震災時の  自衛消防活動 | １　火災時の自衛消防隊編成による活動を原則とする。  ２　この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。 |
| 緊急地震速報  の活用 | １　緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周知しておき、有効に活用する。  ２　緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。 |
| 出火防止対策及び初期消火活動 | １　火気設備・器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れが治まった後、電源、燃料等の遮断を行う。  ２　二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。  ３　火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。  ４　危険物施設がある場合は、流出又は漏洩の発生に対し、自衛消防隊の組織を活用して応急措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。 |
| 初期救助・  応急救護 | 負傷者及び要救助者等が発生した場合は、従業員等が協力して、救助・救護活動を実施する。 |
| 被害状況等  の把握 | １　事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。  ２　自衛消防隊長は、被害状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。  ３　従業員は、周囲の機器・物品の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。 |
| 避難及び  避難場所 | １　施設周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと  判断した場合は、避難所等の施設の開放情報等をもとに従業員等を  誘導する。  ２　危険が予測される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を  避難場所へ誘導する  避難場所 |
| 周辺地域と連携  した活動の実施 | 管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救護活動を行う。 |
| その他 | 従業員及び家族の安否確認 |

|  |
| --- |
| 1５　大雨・強風等に係る自衛消防対策 |

（１）　防火管理者等は、埼玉県、市町等が公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区地図などの被害予測を定期的に確認し、当該防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

（２）　管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予測するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

　　ア　普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認

　　イ　建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾等）の落下防止措置

　　ウ　側溝、排水溝の清掃状況の確認

　　エ　水防資器材の定期的な点検・整備

（３）　大雨・強風等による自衛消防活動は火災時の活動要領に準じて実施する。

（４）　台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予測される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達する。

（５）　防火管理者又は指定された従業員等は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況を把握するとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備等の誤作動等の防止を図る。

|  |
| --- |
| １６　避難経路 |

（１）　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階又は区域ごとに消防用設備等の

設置図及び屋外へ通ずる避難経路を示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並び

に従業員に周知徹底させなければならない。

（２）　当該部分における避難経路図は別図のとおりとする。

|  |
| --- |
| １７　その他防火管理上必要な事項 |

緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　

　　　附　則

　この計画は、　　　年　　月　　日から施行する。

防火・防災管理業務の一部委託状況表

別表１（防火管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受託者  氏名（名称）  住所（所在地）  担当部署  電話番号 | | |  | | |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範　　囲 | □出火防止業務（火気使用設備の点検監視など）  □通路又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □消防用設備等の監視・操作業務  □火災・地震その他災害等が発生した場合の自衛消防活動  □初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　　　）  □自衛消防訓練指導  □その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 方　　法 | 常駐場所 |  | |
| 常駐人員  委託する防火対象物の区域 |  | |
| 委託する時間等 |  | |
| 巡回方式 | 範　　囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検など）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □消防用設備等の監視・操作業務  □火災、地震その他災害等が発生した場合の自衛消防活動  　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　）  □自衛消防訓練指導  　□その他（　　　　　　　　　　　　） | | |
| 方　　法 | 巡回回数 | |  |
| 巡回人数 | |  |
| 委託する防火対象物の区域 | |  |
| 委託する時間帯 | |  |
| 遠隔監視方式 | 範　　囲 | □消防用設備等の遠隔監視・操作業務  □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動  　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 | |  |
| 到着所要時間 | |  |
| 委託する防火対象物区域 | |  |
| 委託する時間帯 | |  |

備考：委託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□にレ印を付する

自主点検チェックリスト「火気関係」　　　　　　　　月

別表２（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | | |  | | 担当区域 | |  | |
| 日 | 曜日 | 実　　施　　場　　所 | | | | | | |
| 火気・電気・ガス器具関係 | | | 喫煙関係 | 放火防止対策 | | 実施者 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。  （凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修 | | | | | | | 防火管理者確認 | |
|  | |

自主点検チェックリスト「閉鎖障害」

別表３（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | |  | | | 担当区域 | |  | | | |
| 実施日時 | | |  | |  | |  | |  | |
| 実施項目 | | 確認箇所 | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　　　考 | | |  | |  | |  | |  | |
| 実施責任者 | |  | | | 担当区域 | |  | | | |
| 実施日時 | | |  | |  | |  | |  | |
| 実施項目 | | 確認箇所 | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | | チェック状況 | |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　　　考 | | |  | |  | |  | |  | |
| （備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。  （凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修 | | | | | | | | 防火管理者確認 | | |
|  | | |

消防用設備等自主点検チェック表

別表４（自主点検・検査チェックリスト）

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検・検査項目 | 点検・検査結果 | 備考 |
| １．消火器の設置数、設置場所は適正か  ２．消火器及び噴射ノズルに変形、損傷はないか  ３．標識は、正規の位置にあるか | 適　・　否  適　・　否  適　・　否 |  |
| １．消火栓ボックスの周囲に使用上の障害物はないか  ２．屋内消火栓のホースの収納等の維持管理は適正か | 適　・　否  適　・　否 |  |
| １．スプリンクラーのヘッドの変形・損傷・未警戒部分はないか  ２．スプリンクラーヘッドの感知障害、サンスイ障害はないか  ３．制御弁の閉鎖はないか、電源は正常か | 適　・　否  適　・　否  適　・　否 |  |
| １．自動火災報知設備の感知器の変形、損傷、脱落はないか  ２．主ベル・地区ベルは停止されていないか  ３．表示灯は点灯しているか | 適　・　否  適　・　否  適　・　否 |  |
| １．非常ベル、放送設備の電源は遮断されていないか  ２．音響装置の鳴動は適切か | 適　・　否  適　・　否 |  |
| １．避難器具、適正な位置に置かれているか、標識は見えるか  ２．操作障害はないか、操作面積、降下空間等は確保されているか | 適　・　否  適　・　否 |  |
| １．誘導灯は点灯しているか  ２．誘導灯、誘導標識の視認障害はないか | 適　・　否  適　・　否 |  |
|  |  |  |
| 点検・検査者 | 防火管理者の確認  　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　印 | |

※　該当していない項目は二重線（＝）等で抹消する。

避難経路図